

障がい者の支援に関する施策についての意見

資料4

障害者施策推進協議会委員名 田中 貴子

権利擁護センター「ばあとなあ鳥取」会員

| | |
|----------|--|
| 分野 No | 1. 生活支援__ (2) 在宅サービス等の充実 |
| 1 | 難病患者の介護者が入院等で在宅生活が困難な状況になった際、レスパイトを希望しても受入がむずかしい状況にある。難病患者のレスパイトサポート体制をつくりネットワークを構築することが必要ではないか。 |

| | |
|-------|---|
| 担当課 | 回答 |
| 健康政策課 | 在宅難病患者の介護者の休息等を目的とした入院については、各福祉保健局及び拠点病院である鳥取大学を中心とした県内の病院等で構成する「難病医療連絡協議会」による入院調整を行っているところです。(在宅難病患者一時入院事業：平成22年度～) 利用に当たっては各福祉保健局にご相談ください。 なお、各福祉保健局に聞いたところ、レスパイトの受入れは概ね希望どおり行っているとの回答でした。受入に関して御指摘のような受入困難とされる事例についても各福祉保健局にご相談ください。 |

障害者施策推進協議会委員名 谷村 操

鳥取県民生児童委員協議会理事

| | |
|----------|--|
| 分野 No | 1. 生活支援__ (5) 人材の育成・確保 |
| 2 | 学校への送迎の時家の方が都合が悪い場合ボランティアの方があると助かると思うのですがなかなかありません。そのような場合どうすればよいのでしょうか。 |

| | |
|---------|--|
| 担当課 | 回答 |
| 特別支援教育課 | 特別支援学校に通学する場合は、通学バスや遠距離通学支援に対する助成等を行っています。その他の移動支援などの福祉サービスについては、市町村の福祉担当部局にご相談ください。 (参考資料 >> 別紙) |

障害者施策推進協議会委員名 山根 裕

(社福)鳥取県身体障害者福祉協会理事

| | |
|----------|---|
| 分野 No | 6. 雇用・就業、経済的自立の支援__ (4) 経済的自立の支援 |
| 3 | 経済的自立を行うには健常者と同じような環境をつくる必要がある。法律にはそれなりのことが書いてあり、それを具体化しようとすると、行政はありとあらゆる普通の人が知らない自分たちの情報を駆使して、出来ないようにする。 総論は賛成するが、自分に火の粉がかかる事柄になると、なるべくしないようにする。 普通の障害者は相談に行って、行政のフロントで「NO」と言われればそれで諦める。 「なぜ」と言って食い下がる人はまれである。最後まで食い下がる人には行政は「YES」になることもある。 私は長年相談員をしている。相談者の経済的自立支援が出来るか否かは行政にも言える相談員に出会ったときに決まる(ので、相談員の資質向上が必要である。)。また、身体障害者相談員の数も少ない。 |

| | |
|----------------------|---|
| 担当課 | 回答 |
| 障がい福祉課 (社会参加推進担当) | 相談員の資質向上については、県において「身体障害者・知的障害者相談員活動強化事業」を実施し、相談対応能力の向上と相談員間の連携を図っているところです。 ただ、今回の意見については、相談員によって行政の回答が変わるということですので、相談員の資質ではなく、行政の対応の問題と思われまます。 また、相談員の委嘱は市町村の所管であり、人数についても市町村の決定事項となります。 |

| | |
|----------|---|
| 分野 No | 7. 教育、文化芸術活動・スポーツ等__ (2) 教育環境の整備 |
| 4 | 障害者が普通学校に入学するのは大変困難であった。障害者用の学校に予算がついているので、行政は何もわからない保護者に障害者用の学校を勧めていた。障害者用の学校に通っていた児童・生徒は感受性の強い青春期に、社会に放り出され普通学校を出た諸氏と競争を強いられることとなる。 |

| | |
|---------|--|
| 担当課 | 回答 |
| 特別支援教育課 | 平成25年9月に学校教育法施行令が一部改正となり、基準に該当する児童生徒が原則特別支援学校に就学するという制度が改められました。各市町村において、早期から就学相談や教育相談を行う体制づくりを進めているところですので、今後子どもにとって適切な学びの場を検討していける体制づくりを推進していきたいと思ひます。 |

| | |
|----------|---|
| 分野 No | 7. 教育、文化芸術活動・スポーツ等__ (3) 高等教育における支援の推進 |
| 5 | 障害者問題に限らず一般的に言えることだが、教育費が著しく高騰している。 60年前の大学の授業料は年間5000円程度だと聞いている。現在100倍の500,000円。文科系はバイトをしながら卒業できるが理科系はそうはいかない。 障害者は障害によってバイト先が限られるので健常者より不利となる。 障害者専用の奨学金の新設が望まれる。 返済は長期で、無利子が望ましい。母子家庭、日本育英会資金で卒業した知人の話によると10年間で返済したとの事。せめて結婚する前には完済出来るようなスキームを組んでもらいたい。 一定期間教職に就けば免除になるような制度もあった。 |

| | |
|-------|--|
| 担当課 | 回答 |
| 人権教育課 | 現在教育委員会が所管する鳥取県育英奨学資金は、無利子であり、大学等を対象とするものは20年以内、高校等を対象とするものは15年以内の償還期間としています。 医療・介護に係る職に係る奨学金については、人材確保上の観点から現在でも県内の病院等で一定の期間職務に従事した場合には返還が免除される場合があるところです。 |

| | |
|---------------|-------|
| 障害者施策推進協議会委員名 | 市川 正明 |
|---------------|-------|

(公社)鳥取県視覚障害者福祉協会会長

| No | 分野 |
|----|---|
| | 9. 差別の解消及び権利擁護の推進 __ (1)障がい者を理由とする差別の解消の推進 |
| 6 | <p>県の施策への要望について あいサポート運動と障害者差別禁止条例との関係について</p> <p>全国的には自治体での差別禁止条例の策定が進んでいると思います。本県ではあいサポート運動に力を入れている訳で、このことについては全く賛成で異論はありませんが、この条例の代わりにという位置づけでしょうか。</p> <p>法律を作ることが総てとは思いませんが、条例と運動では重みが違うような気もしています。全国的な状況から、あいサポート運動発足のあと、時間を経過した現在において、再度検討してみる必要があるのではないのでしょうか。</p> <p>本来的には、こちらサイドからの熱意が行政を動かすべきものでしょうが見解をお尋ねします。</p> |

| 担当課 | 回答 |
|----------------------|--|
| 障がい福祉課 (社会参加推進担当) | <p>今年度、県では、あいサポート運動の更なる推進・拡大及び障がい者への合理的配慮について理解を深めるため、配慮事例を分かりやすく紹介するDVD等を制作中です。障害者差別解消法で求められる合理的配慮については、あいサポート運動で啓発している内容と同様であり、これらの取組を通じて積極的に法の趣旨や内容の周知等を行うこととしています。</p> <p>また、法施行に併せて、国から発出された事業者向けのガイドライン等を活用し、民間事業者等へ法の周知・啓発等を行うこととしています。</p> <p>県での条例制定については、法施行後の状況(効果・課題等)を見極めた上で、必要であれば検討していきたいと考えています。</p> |

| | |
|---------------|-------|
| 障害者施策推進協議会委員名 | 諸家 紀子 |
|---------------|-------|

(公社)鳥取県聴覚障害者協会理事

| No | 分野 |
|----|---|
| | 7. 教育、文化芸術活動・スポーツ等__ (0)全般 |
| 7 | <p>インクルーシブ教育が潮流となっているが、聞こえに障害を持つ児童にとって、情報保障が充分でなく、また、聴覚障害について専門の知識を持っていない指導者の元での教育は人格の形成の上にも重大な影響がある。</p> <p>親の希望によることも大きいですが、本人にとってより良い選択は何かを十分に検討する必要がある。</p> |

| 担当課 | 回答 |
|---------|--|
| 特別支援教育課 | <p>教職員の専門性向上は大きな課題であるとともに、合理的配慮の提供についても全教職員の周知徹底する必要があります。引き続き、関係課等と連携し、専門性向上に努めていきます。</p> |

| No | 分野 |
|----|--|
| | 1. 生活支援__ (0)全般 |
| 8 | <p>聴覚障害者にとって利用しやすい社会資源が充分ではない。サービス提供する事業所の職員においても聴覚障害及び聴覚障害者への知識、理解がまだ浸透していない。人材の育成において、学習の機会をふやす必要がある。また利用できる社会資源をふやすことで障害者の社会参加がすすむ。</p> |

| 担当課 | 回答 |
|--------------------|---|
| 障がい福祉課 (情報AC担当) | <p>あい・サポート運動の推進により、障がい者への理解促進、社会参加しやすい地域づくりを進めているところです。また、手話学習会開催事業費補助金制度により、事業所等の手話学習会の開催を支援しています。今後も引き続き、あい・サポート運動の推進、手話学習会への支援をPRするとともに、手話学習会を開催する際には、手話表現だけでなく、聴覚障がい者への理解を促進する内容を盛り込むよう働きかけるとし、聴覚障がい者が利用しやすい社会資源の充足につなげたいと思います。</p> <p>鳥取県聴覚障害者協会におかれましても、学習会への講師派遣等、引き続きご協力くださいますようお願いいたします。</p> <p>また、若年時から手話に親しみ、聴覚障がい者への理解を進めることにより、将来的にも障がい者が社会参加しやすい地域づくりにつながると考えるため、教育現場における手話学習、手話パフォーマンス甲子園の開催等を継続して行っていきます。</p> |

| | |
|---------------|-------|
| 障害者施策推進協議会委員名 | 田中 啓子 |
|---------------|-------|

(一社)鳥取県手をつなぐ育成会理事

| No | 分野 |
|----|--|
| | 1. 生活支援__ (0)全般 |
| 9 | <p>重度の障がい者がいて一人にしておけないのでゴミ収集の時間に間に合わない事が多く、近所に実家があるのでそこから出したりしているが、ある時実家の近所の方から指摘されたのでステッカー(許可証)のようなものがあれば他の地区にゴミを出しても出しやすいので考慮してもらえないか。</p> |

| 担当課 | 回答 |
|----------|---|
| 循環型社会推進課 | <p>ごみの収集は、各市町村によって対応が異なりますので、お住まいの市町村に確認をいただきたいと思います。なお、ごみステーションは、行政ではなく、地域が自主的に管理されていることが多いことから、ステッカー等の一律の制度よりも、気持ちよく受け入れていただくため、地域に個別に事情をお伝えいただくことが馴染むものと考えております。</p> |

| No | 分野 |
|----|--|
| | 6. 雇用・就業、経済的自立の支援__ (0)全般 |
| 10 | <p>現在作業所のバスを利用しているが、乗車場所が自宅から離れているので自家用車で送迎しているが、親がだんだん年をとっていつまで送迎できるか不安。送迎できなくなると作業所も利用できなくなるので、他に使えるサービスがないだろうか。</p> |

| 担当課 | 回答 |
|--------------------|---|
| 障がい福祉課 (生活支援担当) | <p>市町村が実施する地域生活支援事業の移動支援事業の対象となる可能性があるため、市町村にお尋ねください。</p> |

| | | |
|----|----|--|
| No | 分野 | 1. 生活支援__ (1) 相談支援体制の構築 |
| 11 | | 重症児者や難病の方々など地域の関係者の連携したサポートが必要な事例があるが、情報共有されず、相談支援員の方だけで終わってしまっているケースもある。他の事業所の相談支援員間や関係機関、専門家との連携を図った支援をしていただきたい。 |

| | |
|-----------------|--|
| 担当課 | 回答 |
| 障がい福祉課 (生活支援担当) | 相談支援専門員養成研修の実施を通じて、相談支援専門員の質の向上を図っていきたく考えています。 |

| | | |
|----|----|---|
| No | 分野 | 1. 生活支援__ (2) 在宅サービス等の充実 |
| 12 | | 身体が大きな重症児者の在宅生活を総合的に支援していただきたい。重症児者でも成長期になれば170cm位の大きな体格に育つ。病気のために大きな体格の方もいる。成長に合わせて、家の大がかりなリフォーム(浴室、寝室、廊下、玄関等)、移動のために大きな座位保持装置付き車椅子が乗る、福祉車両の自家用車も購入しなければならない。日々の医療ケアを含めた介護に家族は疲れ、経済的な負担もとても重い。周りからの情報もなく困っている。 |

| | |
|-----------------|---|
| 担当課 | 回答 |
| 障がい福祉課 (生活支援担当) | 障がい者に関する住宅改修は市町村の地域生活支援事業の対象となる可能性があり、資金貸付を実施している市町村もあるようですので、お住まいの市町村にお尋ねください。また福祉車両の購入については生活福祉資金貸付制度の対象となる可能性がありますので、市町村社会福祉協議会にお尋ねください。 障がい者等への情報提供について、県では冊子「よりよい暮らしのために」の発行に協力するなどして制度の周知に努めているところです。また障がい者等への情報提供を含めた総合的な支援については一義的に市町村の役割であり、市町村では地域生活支援センターなど設置して総合的な相談支援を行っているところですので、市町村若しくは地域生活支援センターへの相談をご検討ください。 |

| | | |
|----|----|---|
| No | 分野 | 1. 生活支援__ (2) 在宅サービス等の充実 |
| 13 | | 車両のある移送支援の事業所の維持とともに新規開所の支援をしていただきたい。地域の事業所から移動支援に使われる福祉車両の新規購入や維持ができていないと聞いた。このために事業所が閉鎖されては困る。民間の企業努力が足りないと言われてしまうかもしれないが、重症児者の移動に関するサービスは生活に不可欠。在宅化がすすめば、より車両移送へのニーズが高まる。また、現状、高齢者、定期の通院利用者、様々な障がい者が地域の事業所を利用しているため、車両のある事業所自体がまだ不足している。 |

| | |
|-----------------|---|
| 担当課 | 回答 |
| 障がい福祉課 (サービス担当) | サービス事業所の運営費については、市町村から支払われる自立支援給付費により措置されているため、設備、備品等の購入・維持について支援する制度は設けていません。なお、車両購入に係る助成については、日本財団による福祉車両に対する助成や日本郵便による年賀寄付金配分事業などがあります。また、移動支援については、市町村が実施する移動支援事業もあります。 |

| | | |
|----|----|---|
| No | 分野 | 1. 生活支援__ (2) 在宅サービス等の充実 |
| 14 | | 中部の障がい児者の要は中部療育園である。そのあり方については継続要望しているが、昨年度の回答(H27.1.19)が具体的に検討されているのか、経過報告をしていただきたい。 |

| | |
|----------|---|
| 担当課 | 回答 |
| 子ども発達支援課 | 中部療育園については、中部圏域の療育の中心的な施設(通所)として位置づけており、現在、施設が狭小化していることから、施設を移転改築し、施設を拡充するとともに、常勤医師の配置など人員体制の整備等についても、関係機関と協議を行っているところです。 |

| | | |
|----|----|---|
| No | 分野 | 1. 生活支援__ (2) 在宅サービス等の充実 |
| 15 | | 鳥取医療センターは空床型で短期入所を受けている。医療ケアのある重症児者が連泊可能な施設であるが、昨年あたりから空床型ゆえにニーズ対応のために一般病棟で重症児者がステイせざるをえない現実がでてきた。重症病棟でのステイとステイの質が全く違い、困惑している。他の病院の空床型ステイでも同様のことがある。院内の施設と併設で行うような空床型以外のステイの形態はできないか。 |

| | |
|----------|--|
| 担当課 | 回答 |
| 子ども発達支援課 | 医療機関において、併設型の医療型ショートステイを実施することは可能ですが、併設型で実施するためには、そのための専用の施設整備等が必要になってくることから、現実的には併設型の設置は困難ではないかと思われます。 なお、病棟により支援内容の質に相違がある件については、直接、鳥取医療センターにご相談ください。 |

| | | |
|----|----|--|
| No | 分野 | 1. 生活支援__ (3) 障がい児支援の充実 |
| 16 | | 障がい児でも入浴等身体的なケアを家族で行うには困難な例もある。施設で必要なサービスを受ける条件の緩和をしていただきたい。 |

| | |
|------------------------|--|
| 担当課 | 回答 |
| 障がい福祉課 (サービス担当・生活支援担当) | 県は、障害福祉サービス事業者が利用者の立場に立ってサービスを提供するよう集団指導や個別の実地指導を実施しているところですが、サービスの需給については事業者と利用者との話し合いで解決されることが望まれます。解決が困難な場合は、市町村や地域生活支援センター等への相談をご検討ください。 |

| | | |
|----|----|---|
| No | 分野 | 1. 生活支援__ (5) 人材の育成・確保 |
| 17 | | 重症児者の障がい特性に対応できるヘルパーの養成、確保をお願いしたい。医療ケアのある重症児者の吸引可能なヘルパー、経口からの食事介助、口腔ケア等、介助技術を身につけていただきたい。 |

| | |
|-----------------|--|
| 担当課 | 回答 |
| 障がい福祉課 (サービス担当) | (障がい福祉課) 平成24年4月1日より介護職員等によるたんの吸引、経管栄養等が制度化されたことに伴い、特定の者に対して適切にたんの吸引等を行うことができる介護職員等を養成する研修を実施しています。 |
| 子ども発達支援課 | (子ども発達支援課) 重症心身障がい児者等に携わる支援者の育成を行い、利用できる障がい福祉サービス事業所等を増やし、障がいのある方の在宅生活を支援するため、児童発達支援事業所、生活介護事業所等の障がい児者が利用する事業所及び重度障がい児者医療型ショートステイ整備等事業のヘルパー派遣事業所の職員を対象に、重症心身障がいについての基礎的な研修を実施しています。 |

| | | | | |
|----|----|--|----------------------------|--|
| No | 分野 | 1. 生活支援__ (5) 人材の育成・確保 | 担当課 | 回答 |
| 18 | | 相談支援のサービスを受けながら、相談支援が制度に合わせた事務的な対応が主となり、ゆとりのないモニタリングで当事者や家族の困り感がなかなか解消されない。特に卒後の「者」の在宅生活は相談支援員の方と考えていく。信頼できる地域の相談支援員を育成していただきたい。 | 障がい福祉課 (生活支援担当) | 相談支援専門員養成研修の実施を通じて、相談支援専門員の質の向上に努めていきたいと考えています。 |
| No | 分野 | 1. 生活支援__ (5) 人材の育成・確保 | 担当課 | 回答 |
| 19 | | 県の医療型ショートステイでは医療や介護の技術のあるヘルパーの存在が欠かせないが、中部地区では夜間対応できるヘルパーの確保ができず、ニーズに合わせたステイ利用ができていない。夜間対応可能なヘルパーを確保していただきたい。 | 子ども発達支援課 | 今年度から、中部圏域においては、県の医療型ショートステイ事業に協力してもらえ事業所数を3事業所から7事業所に増加したところですが、元々、中部圏域では夜間対応が出来る事業所(ヘルパー)が少ないのが現状であり、ご希望に応えることは難しい状況です。 なお、利用者のニーズに合わせた利用が出来るよう、ヘルパーの配置が必要ないと考えられるケースについては、ヘルパーなしでも対応いただけるよう、病院に働きかけたいと思います。 |
| No | 分野 | 2. 保健・医療__ (1) 保健・医療の充実 | 担当課 | 回答 |
| 20 | | 在宅で医療を日常的に必要とする重症児者、難病の方々等が増加している。在宅生活をサポートするような訪問診療、訪問看護、訪問リハビリ等が地域にもっとあれば、と思う。関係の諸団体、有資格者に働きかけや支援などを願いたい。また、このような在宅医療を支援する専門家を確保、育成していただきたい。 | 子ども発達支援課 医療政策課 | (子ども発達支援課) 鳥取県に限らず、重症児者等に対応できる専門の医師や看護師等が少ないのが現状であり、早期にこれらの専門家を確保、育成することは困難ですが、現在、鳥取大学医学部において、重症児者診療の高度な知識と技能を持った医師等を養成されているところであり、その成果に期待するとともに、県としてもできる限り協力したいと考えています。 (医療政策課) 医師会や各医療機関等に対し、在宅医療推進のための体制作りを支援するとともに、訪問看護師等在宅医療に従事する者の育成、確保に努めていきます。 |
| No | 分野 | 4. 生活環境__ (4) 障がい者に配慮したまちづくりの総合的な推進 | 担当課 | 回答 |
| 21 | | 重症児者のバリアフリーに関してこれまでもご検討いただき、感謝している。この件を改めて考えると、養護学校の先生方が校外学習、修学旅行等にあたり、必ず近隣のルート、場所を下見し、情報を収集している。教育現場からの確かなバリアフリー情報を私たちや施設関係者などに提供していただけないか。「よりよい暮らしのために」やネットに掲載していただくのもよいかと思う。実際に利用した、行って見た感想などもあれば、住みやすさを改善する糸口になるのでは、と思う。 | 特別支援教育課 | 住みやすい社会づくりのためには、お互いが情報共有することは大切だと考えています。特別支援学校において、校外学習等の際には事前に見学を行っていますが、児童生徒の教育活動を円滑に行うことを目的に情報を収集していますので、情報の提供には配慮が必要だと考えます。校外学習等の様子については、各学校のホームページにも掲載されていますので、児童生徒の様子についてはそちらをご覧くださいと思います。 |
| No | 分野 | 5. 情報アクセシビリティ__ (2) 情報提供の充実等 | 担当課 | 回答 |
| 22 | | 重症児者に関わる情報は県内でも西部地区が強い。家族、関係者が県内どこに暮らしていてもできるだけ情報を共有できるようにしていただきたい。例えば西部の療育セミナーの研修企画などネット利用で東部、中部でも聴講可能にする、DVD等公立図書館で貸し出し可能にする、等。 | 子ども発達支援課 | 現在のところ、ネット配信やDVDの作成等までは考えていませんが、今後、情報共有について、どのような対応が可能かどうか関係機関と話をしてみたいと思います。 |
| No | 分野 | 7. 教育、文化芸術活動・スポーツ等__ (2) 教育環境の整備 | 担当課 | 回答 |
| 23 | | 障がい児が地域の学校に就学する場合、人的なサポートを受けることができることの周知をしていただきたい。 | 特別支援教育課 | 児童生徒の発達の程度や教育環境等を総合的に判断し、就学先決定を行ってきています。その際には、適切に情報提供することが重要ですが、人的配置については児童生徒の状況に応じて対応を検討していますので、状況に応じた適切な情報提供を行っていききたいと思います。 |
| No | 分野 | 7. 教育、文化芸術活動・スポーツ等__ (4) 文化芸術活動、スポーツ等の振興 | 担当課 | 回答 |
| 24 | | 重症児者の利用する生活介護事業所などの通所や、通所以外の場でも余暇活動を充実できるよう支援していただきたい。 | 障がい福祉課 全体、障がい福祉課(アート担当) | 市町村が実施する地域生活支援事業の社会参加支援(レクリエーション支援や文化芸術活動支援)の対象となるので、市町村にお尋ねください。 また県では、平成27年4月にあいサポート・アートインフォメーションセンターを倉吉市に設置し、障がい者やその家族・支援者等を対象に、創作活動に対する相談支援や新たな芸術・文化活動の出会いの場としての美術や音楽等を気軽に体験できるワークショップの開催等を行っています。 また、障がい者アート活動支援事業補助金により、障がい者や障がい者が所属する団体が行う芸術・文化活動に対して支援を行っています。 これらの事業は今後も継続して実施していくこととしていますので、同センター等へ御相談ください。 |

| No | 分野 | 1. 生活支援__ (0)全般 |
|----|----|--|
| 25 | | <p>ペアレントトレーニングについては、すでに国が予算化し、市町村においては障害者総合支援法の地域生活支援事業、県には発達障害者支援体制整備で事業実施が可能な状況です。すでに市町村の中にはペアレントトレーニングに取り組み、継続して行われている自治体もありますが、まだ着手されてない町村もあり、予算がついているうちに取り組んでいただくことを希望するものです。</p> <p>なお、全国的な例をみると特別支援学校のなかでPTA主催として保護者対象に行われたり、自立支援協議会を巻き込んで行政と法人が一体となっておこなったり、様々な展開も報告されております。特に特別支援学校でのペアレントトレーニングには大きな期待を寄せるものです。</p> <p>聴覚障害の子どもさんの親御さんは子どもと一緒に登校し、手話を学ばれると聞きました。知的障がいや発達障がいに伴う知的障がいの子の保護者も、子どもの障害について学び、その対応について学ぶ機会が必要と考えます。福祉関係では前出の予算が計上可能ですが、教育には予算の措置がないため、取り組みに消極的かと思えます。しかし、鳥取県内の知的障がいで対応の養護学校では、すでにペアレントトレーニングの講師が務められる人材もおられるかと思えます。特に大きな予算の手当てがなくても、ペアレントトレーニング5回シリーズ程度の展開は工夫次第で可能ではないでしょうか。できるだけ早い時期に、(特別支援学校にて)お取組みいただくことを希望します。</p> |

| 担当課 | 回答 |
|---------|---|
| 特別支援教育課 | <p>ご指摘のとおり、保護者の方々がペアレントトレーニングを学ばれる機会は重要であると考えています。福祉部局とも連携しながら、保護者研修会等の機会を活用する等、各学校の実情に応じた取組を検討していきたいと思えます。</p> |

| No | 分野 | 1. 生活支援__ (0)全般 |
|----|----|---|
| 26 | | <p>教育においては、特別支援学校から地域の学校の特別支援をコンサルしてもらえますが、児童デイサービスや卒業後の特に生活介護において、特別な支援が必要な方へのコンサルをすることがないのが現状です。本人の自覚活動にまで出向いて支援のコツを直接アドバイスできる事業がなく、ペアレントメンターとして保護者への相談を受けていて、歯がゆい思いをしています。加えて、本人の、生活も含めての支援を逐次できるところとして、支援員の移動(異動)のない民間の発達障がい支援センターが必要ではないでしょうか？</p> |

| 担当課 | 回答 |
|----------|---|
| 子ども発達支援課 | <p>発達障がい児者への直接的な支援ではありませんが、障害児通所支援事業所等の職員を対象に、発達障がい児者への支援に関する基礎的な研修を圏域ごとに開催し、支援者の育成等に努めているところです。</p> <p>また、民間事業者による発達障がい者支援センターの運営については、異動がない等のメリットは理解できますが、現実問題として、運営可能な事業者があるかどうか等検討課題も多いことから、今後、関係者や関係団体等のご意見も伺いながら、慎重に判断したいと思います。</p> |

| No | 分野 | 1. 生活支援__ (0)全般 |
|----|----|--|
| 27 | | <p>自閉症支援モデルとなるようなケアホーム(グループホーム)がほしい。今や、自閉症等発達障がいの人の支援手法は確立しつつありますが、特化したケアホーム(グループホーム)はまだ無いのが現状です。在宅の重度自閉症者の将来の住まいのあり方としてのモデル的なケアホーム(グループホーム)を立ち上げを要望します。</p> |

| 担当課 | 回答 |
|----------------|--|
| 障がい福祉課(サービス担当) | <p>県内に自閉症に特化したグループホームはないものと認識していますが、行動障がい者の受け入れを行っているグループホームは県内に既に立地し、民間事業者により運営されています。自閉症に特化するというより、在宅支援に困難がある方について、今後も総合支援法の見直しを注視しつつ必要な検討を行います。</p> <p>また、県が運営主体となってグループホームの設置をすることは考えていませんが、民間事業者が設置する場合には、国庫補助を活用した施設整備補助により、施設整備に関するハード面の、また、夜間の支援が必要な方については市町村とのソフト面での運営費補助を行い、支援を行っています。</p> |

| No | 分野 | 1. 生活支援__ (0)全般 |
|----|----|---|
| 28 | | <p>知的障がいの可能性があり、療育手帳の申請を希望したものの、場面緘黙や自閉の特性から知能検査ができない場合でも、療育手帳がもらえるよう、早急な改善をお願いします。</p> |

| 担当課 | 回答 |
|--------------|---|
| 障がい福祉課(認定担当) | <p>療育手帳の交付を受けるためには、判定機関(知的障害者更生相談所(18歳以上の方)または児童相談所(18歳未満の方))にて判定を受ける必要がありますが、判定は、知的機能の水準、適応行動の水準に基づいて行われています。</p> <p>このうち知的機能の水準についての検査が困難な場合、医師の診断書を参考とする、保護者への聞き取りを行う、自宅で可能な検査方法を用いるなど、各判定機関が状況に応じた方法で判定を行っています。</p> |

| No | 分野 | 2. 保健・医療__ (0)全般 |
|----|----|---|
| 29 | | <p>診療待機者2~3か月待ち解消のためか、小児科にかかっても成人になると精神科へ変わらないといけなくなりました。どこに変わったらよいかわからず不安。「発達精神医学」というが、医療も一生涯の支援である。また、思春期から青年期へのつなぐ仕組みづくりをお願いしたい。精神科のDr.には、生涯を通した発達障がいをみる視点を持ってほしい。</p> |

| 担当課 | 回答 |
|----------------|--|
| 障がい福祉課(精神保健担当) | <p>小児科は、基本的には乳幼児や学童を対象としている診療科であるため、患者が青年期を迎えたときは、青年・成人を対象とした診療科を受診することになります。精神科でも発達障がいに対応できる医療機関はありますので、かかりつけ医によく相談の上、信頼できる医療機関を受診してください。</p> <p>なお、小児科から精神科への移行の際は、かかりつけ医と精神科医が個人の状況や周辺の環境を情報共有しながら支援策を考えていくことが最良と考えられます。新たな仕組みづくりについて何かよいアイデアなどございましたら、是非ともご提供くださるようお願いいたします。</p> |

| No | 分野 | 7. 教育、文化芸術活動・スポーツ等__ (O) 全般 |
|----|----|---|
| 30 | | <p>障がい者の権利条約が批准され、差別解消法の成立を受け、障がい者の人権が守られるよう国や地方公共団体で対応マニュアルが作られるなどの動きがあります。人権を守るためには本人の意思を尊重する必要がありますが、発達障がいの方はコミュニケーションに障がいがあり、意思を表明することが困難な場合もあります。</p> <p>支援者側が「意思表明に困難があることを理解」とともに、意思決定には支援が必要なことが、各方面で周知されることを希望するところです。</p> <p>さて、発達障がいの方のコミュニケーションを促すためには支援が必要ですが、意思決定のためには幼児期からの教育が欠かせません。意思決定以前に「意思形成」そのものが必要な方もあり、幼児期からの教育による支援が必要です。また、このことは発達障がいの方のご家族にも理解していただき支援に参画していただくことが必要です。</p> <p>当事者、保護者への教育的課題として、意思決定を促す取り組みが進められることを希望します。</p> |

| 担当課 | 回答 |
|---------|---|
| 特別支援教育課 | <p>児童生徒の障がいの特性を理解した指導・支援の充実のために、全教職員が発達障がいの基本的な知識や技能を身につけていることは非常に重要です。児童生徒本人の自己理解を進めることは重要な教育であると考えていますので、教職員への理解啓発、専門性向上に努めていきます。</p> |

| No | 分野 | 7. 教育、文化芸術活動・スポーツ等__ (O) 全般 |
|----|----|--|
| 31 | | <p>今年台風の影響で北関東に大きな水害があった際、市町村が特別支援学校と「協定」を結ばなければ、避難所として生徒を受け入れることができないことが問題点としてあげられました。本県では特別支援学校の福祉避難所としての「協定」が各市町村との間に整っていないと承知しております。知的障がい児の特別支援学校では、生徒は比較的慣れた環境であることや、日常的に教育を受けている先生方の支援を受けられることから、積極的に避難所としての役割を果たしていただくように強く希望します。</p> |

| 担当課 | 回答 |
|---------|---|
| 特別支援教育課 | <p>特別支援学校において、災害等の際に児童生徒の安全確保のための環境整備には意識を持って取り組んでいるところです。福祉避難所としての協定の整備については、市町村との連携が必要であると考えています。</p> |

| No | 分野 | 9. 差別的解消及び権利擁護の推進__ (O) 全般 |
|----|----|---|
| 32 | | <p>障害者差別解消法の施行を前に、各行政機関でガイドラインが設けられるなどの準備が進められているところですが、この法律には差別的な扱いを受けた場合に仲裁などの解決の仕組みがなく、全国的には「条例」を定められた自治体もあります。鳥取県では、過去に「条例」が議会で否決された経緯もあり、容易なことではないと推察しますが、問題が起きた時の仲裁などの解決と改善のための仕組みを作っていただくことを要望します。</p> |

| 担当課 | 回答 |
|-------------------|---|
| 障がい福祉課 (社会参加推進担当) | <p>実効性のある取組とするため、県職員対応要領、障がい者差別解消支援地域連絡会の設立に向けた準備を進めているところです。</p> <p>問題が起きた時の仲裁などの解決と改善のための仕組みづくりについては、地域協議会で最善の方法を議論していきたいと考えています。</p> <p>また、条例制定については、法施行後の状況(効果・課題等)を見極めた上で、必要であれば検討していきたいと考えています。</p> |

| | |
|---------------|-------|
| 障害者施策推進協議会委員名 | 大本 裕之 |
|---------------|-------|

県腎友会会長

| No | 分野 | 1. 生活支援__(1) 相談支援体制の構築 |
|----|----|--|
| 33 | | <p>相談しやすい支援体制が大切だと思う。生活苦、その障がいにあった相談体制、例えば、同じ患者、同じ障がいの方が相談を受ける体制は取れないものか。(同じ目線で相談者の相談に乗れる。相談する側が気軽に相談に行ける。そのあとで医師や行政など専門のかたにも相談できる仕組みは・・・)</p> |

| 担当課 | 回答 |
|-----------------|---|
| 障がい福祉課 (生活支援担当) | <p>多種多様な制度・サービスがある中で、全てを正しく理解し、適切な助言を行うというのは非常に困難であり、まずは、それぞれの専門の相談機関での相談対応が重要であると考えていますが、同じ障がいのある障がい者やそのご家族が相談員として対応を行う、といった相談方法は、経験等に基づく、心の寄りそった助言等を行うことが出来るというメリットがあると思いますので、平成28年度当初予算の中で腎臓病患者相談員の設置に係る補助を行うことを検討しています。</p> |

| No | 分野 | 1. 生活支援__(1) 相談支援体制の構築 |
|----|----|--|
| 34 | | <p>現実の相談体制の中で行政主体の相談活動にどれくらい障がいのある方が、どんな内容で相談を受けているのかを知りたい。本当に相談をしているのか？</p> |

| 担当課 | 回答 |
|-----------------|--|
| 障がい福祉課 (生活支援担当) | <p>市町村では地域生活支援センターを設置し、相談支援を実施しています。その内容は金銭・生活苦、住まいのこと、病気のこと、病院・施設のことなど、多種多様な相談が寄せられていると伺っております。</p> |

| No | 分野 | 2. 保健・医療__(1) 保健・医療の充実 |
|----|----|---|
| 35 | | <p>CKD(慢性腎臓病)から、腎不全、透析(内部障がい者)へという段階を経て、私たちは今日生きているんですが、CKD対策があまり進んでいない、医師、行政、患者が手を組んで、せめて話し合える体制を作してほしい。</p> <p>また、治療にしても、透析技術は日々変化しているが、あまりにも県内の病院で格差が大きいといえる。この事実も発表できる場がなかなかない。</p> |

| 担当課 | 回答 |
|-------------|--|
| 健康政策課 医療政策課 | <p>(健康政策課) 平成24年度よりCKD対策従事者を対象に研修会を実施するとともに、鳥取県健康対策協議会において医療機関編、一般編のリーフレットを作成し早期発見・早期治療へつなげるよう啓発を実施しています。平成26年度には医師会員全員を対象にアンケートを実施し、かかりつけ医と専門医、地域連携に係る現状や課題を把握、さらに平成27年度にはアンケート結果を元にリーフレット改定及び医療機関と地域の連絡票を作成し、医療と地域の連携強化を図っています。市町村でもCKDに係る健康教室の開催等徐々に広がってきているところです。</p> <p>(医療政策課) 患者、医師会及び県における、腎臓疾患のある方への支援等にかかる話し合いの場の設定については、医師会と相談してみたいと考えています。</p> |

| | | |
|----|----|--|
| No | 分野 | 3. 安全・安心__(1)防災対策の推進 |
| 36 | | 日頃から治療、食事制限、水などが必要な障がい者にとって、治療施設・食事・水の維持の確保が一番である。避難場所にそれらが確保されているか非常に心配である。 |

| | |
|-------|--|
| 担当課 | 回答 |
| 医療政策課 | <p>県としては、障がい特性に応じた避難所の設置について、市町村に配慮を求めた上で、特別な医療(透析)については、県で医療機関(透析医療機関・災害拠点病院)の早期復旧などにより対応先を確保するよう努めます。</p> <p>また、避難所での食事制限については、非常時ということもあり、基本的には自己管理による対応になりますが、避難所に配置されている保健師等がサポートに努めます。</p> |

| | | |
|----|----|---|
| No | 分野 | 7. 教育、文化芸術活動・スポーツ等__(2)教育環境の整備 |
| 37 | | 最近、学習障がい児といわれる児童・子供がたくさんいます。この子たちが一歩踏み出すための環境があまりにも進んでいないようです。障がい児として、通常学級からの次の指導体制がなかなか進んでいない。それは周りの社会、親にもわかってもらえていない。(例えば、あの子がいるから勉強が進まない。学級がまとまらない等) |

| | |
|---------|---|
| 担当課 | 回答 |
| 特別支援教育課 | <p>発達障がいの理解啓発を進めるために、教職員の研修会やLD等専門員の相談活動を進めているところです。保護者研修会等の機会を捉え、発達障がいの理解啓発に取り組んでいる学校もありますので、好事例を紹介したり、福祉部局と連携した地域住民への理解啓発にも努めていきたいと思っております。</p> |

| | |
|---------------|-------|
| 障害者施策推進協議会委員長 | 村岡 信壽 |
|---------------|-------|

鳥取盲ろう者友の会会長

| | | |
|----|----|--|
| No | 分野 | 1. 生活支援__(0)全般 |
| 38 | | <p>今年度、盲ろう者の調査を実施されていることは有難い。盲ろう者は個別性が高いが、重度の人の場合は、家庭内でのコミュニケーションにはじまり、あらゆる場面でコミュニケーションが障壁となる。従って既存のサービスは利用できないことが多い。どんなニーズがあるのかを明らかにしていくためにも、盲ろう者に対する相談体制が必要であると考えます。</p> <p>コミュニケーションに困難がある他の様々な障害においても事情は同様であろうと思う。</p> |

| | |
|----------------|---|
| 担当課 | 回答 |
| 障がい福祉課(情報AC担当) | <p>今年度、盲ろう者支援コーディネーター(非常勤職員)により、県内の盲ろう者(約70名)の実態把握、及び訪問による相談支援を行っています。訪問調査により、盲ろう者やご家族の様々な悩みをお聞きし、適切な支援につなげているところであり、今後も継続的な相談支援体制の構築が必要と考えています。</p> <p>従って、盲ろう者支援の総合的な拠点となる「盲ろう者支援センター」を設け、専門の相談員を配置して、盲ろう者やその家族に対する相談支援等を行うことを平成28年度当初予算で検討しています。</p> |

| | |
|---------------|--------|
| 障害者施策推進協議会委員長 | 森田 多賀枝 |
|---------------|--------|

県高次脳機能障害者家族会会長

| | | |
|----|----|--|
| No | 分野 | 1. 生活支援__(1)相談支援体制の構築 |
| 39 | | <p>行政窓口に行っても、専門ではないからと、家族会や当事者会を紹介されることが多くなっている。主体的に活動をしている団体を、相談窓口として紹介するなら、財政的な支援体制も必要ではないか。</p> <p>また障害別、病気別などの支援も必要ではあるが、家庭全体を支えていく総合的な相談体制がいっそう必要である。</p> |

| | |
|----------------|--|
| 担当課 | 回答 |
| 障がい福祉課(生活支援担当) | <p>県では、家族会や当事者会が行う相談事業に対し、必要な補助を行っているところです。</p> <p>障がい者の総合的な相談支援につきましては、市町村に、障がい児・者及びその保護者等からの相談に応じる地域生活支援センターが設置されており、地域で安心して暮らし続けることができるよう支援を行っているところです。また、地域の相談支援の中核的役割を担う重要な機関としての基幹相談支援センターについて、地域生活支援事業(市町村事業)の活用を通じ、引き続き各市町村に対して設置を促したいと考えています。</p> |

| | | |
|----|----|---|
| No | 分野 | 1. 生活支援__(3)障がい児支援の充実 |
| 40 | | <p>長期休業、連休などの場合、医療的支援が行えるサービス事業者が不足しており、サービス利用が制限されるため、就労している単身家庭の介護家族は休職や離職に追い込まれることがある。</p> |

| | |
|----------|--|
| 担当課 | 回答 |
| 子ども発達支援課 | <p>県としても、障がいのある子どもたちが利用するサービスの拡充が必要と認識しており、引き続き、サービス事業者や市町村等に対して、利用者や保護者のニーズに応じたサービスの提供や拡充等について、働きかけていきたいと思っております。</p> |

| | | |
|----|----|--|
| No | 分野 | 1. 生活支援__(5)人材の育成・確保 |
| 41 | | <p>総合的な相談支援のできる人材育成、重度障害者の個別支援の人材の育成は、行政が長期的なプログラムで行っていくべきだ。</p> <p>また福祉人材の研修に発達障害、高次脳機能障害が少なく、対応が混乱しているので、もっときちんとした従事者研修を行うべきだ。</p> |

| | |
|--------------------------------|---|
| 担当課 | 回答 |
| 障がい福祉課(サービス担当、精神保健担当) 子ども発達支援課 | <p>県は、障害福祉サービス事業の従業者を対象として、相談支援や直接処遇などに係る各種研修を実施し、従業者の資質向上を図っています。</p> <p>研修には、発達障がいや高次脳機能障がいに特化したものもあり、事業者にはこれらの研修を御活用いただければと考えています。</p> <p><研修事業> 高次脳機能障がい関係・・・高次脳機能障害普及事業支援拠点機関(鳥大医学部附属病院)に委託し実施(精神担当)／地域生活支援事業(高次脳機能障がい支援普及事業) 発達障がい関係・・・子発達／障がい児者事業所職員等研修事業(発達障がい児者研修)</p> |

| | | | | |
|----|----|---|----------------|--|
| No | 分野 | 2. 保健・医療__ (1) 保健・医療の充実 | 担当課 | 回答 |
| 42 | | 長期療養中の小児科病棟や、脳損傷者の病棟では、24時間の家族介護を長期にわたって認めているが、付添用のベッドが用意されているわけでもないし空間も保証されていない。乳幼児の場合、小さいからと病人と同じベッドで寝ており、付き添う者が疲労困憊している現状がある。 | 医療政策課 | 病院では、通常、業者による付添用の簡易ベッドの貸し出しの斡旋が行われていますので、まずは、それを活用していただきたいと思います。また、適当なベッドが準備されない場合も、各病院には、患者やその家族の相談を受け付ける地域連携室がありますので、そこに御相談いただきたいと考えております。 |
| No | 分野 | 3. 安全・安心__ (1) 防災対策の推進 | 担当課 | 回答 |
| 43 | | 脳に障害のある場合、防災情報を入手しにくいので、それぞれの地域で日常的に見守り、対応していける人材を配置すべき。それを市町村、各地域で明確な人材マップとして作成、日常点検が必要。 | 障がい福祉課 | 御意見の趣旨を含め、災害時における障がい児者の避難体制の整備について万全を期すよう、市町村にお伝えします。 |
| No | 分野 | 3. 安全・安心__ (3) 消費者トラブルの防止及び被害からの救済 | 担当課 | 回答 |
| 44 | | 情報処理機能に障害のある人は、電話などの勧誘トラブルに巻き込まれやすい。高齢になるとなおさらそれが懸念される。生活の変化があるときに、すぐに相談電話や訪問支援が行えるようなネットワーク体制の構築が必要である。 | 消費生活センター | 高齢者、障がい者等の消費者トラブルを防止するためには、様々な媒体を活用した積極的な啓発等と併せ、家族や地域による見守りネットワークの構築が重要であると考えています。今年度は、市町村や警察と連携し、悪質電話勧誘を阻止するための通話録音機器の設置や、見守りネットワーク構築のための研修会を実施し、今後も継続して行うこととしています。また、平成28年度は特殊詐欺撲滅のために職員を配置し地域ぐるみでの被害防止対策などの施策を推進していきたいと考えています。 |
| No | 分野 | 4. 生活環境__ (2) 公共交通機関のバリアフリー化の推進等 | 担当課 | 回答 |
| 45 | | 身体的なバリアフリーだけでなく、情報処理機能の問題もある。地域の足であったバス便が大幅に減少して、デマンドバス(市町村によって異なる)などが配置されているが、緻密な情報や連絡が必要な場合が多く、障がい者や高齢者が使いにくい。利用者の使いやすさを考える必要がある。 | 交通政策課 | デマンドバスの利用に当たっては事前の電話での予約など一般の路線バスの乗降に比べ手続きが煩雑になる場合もありますが、少子高齢化の進む中山間地域などでの公共交通の新たな取り組みの一つであることから、その利用方法にはご理解いただきたいと思ひます。なお、ご意見のあった内容については各市町村やバス事業者等で構成する地域交通協議会の中で共有し、より利用しやすい仕組みの構築に向けて意見交換したいと思ひます。 |
| No | 分野 | 5. 情報アクセシビリティ__ (1) 情報アクセス・コミュニケーション支援の充実 | 担当課 | 回答 |
| 46 | | 家族に知識がなく、本人が情報を取りにくい障害の場合、パソコンはもちろん、タブレット端末が家庭にないことも多く、情報の共有がしにくい現状がある。地域の支援者との情報共有も必要ではないか。 | 障がい福祉課(生活支援担当) | 支援者と必要な情報を共有することは大切な事だと思ひます。情報共有の仕方については、関係者間で必要に応じて工夫して頂ければと思ひます。 |
| No | 分野 | 6. 雇用・就業、経済的自立の支援__ (2) 福祉的就労の底上げ | 担当課 | 回答 |
| 47 | | B型事業所などが増えて、障がい者の居場所が増えてくることはいいが、あまりにも低い賃金で精勤に通うことが要求され、疲れていても居場所がなくなるのが不安で、頑張りすぎる障がい者もいる。賃金を払う以上、それなりに支援できるスタッフの養成を行い運営に当たるべき。その人材育成が必要。 | 障がい福祉課(就労支援担当) | 県においては、工賃3倍計画を策定し、障がい者の方の工賃向上による生活向上を目指し、B型事業所に経営改善を図るためのアドバイザー派遣、事業所カルテ・ベンチマーク(目標設定)作成支援をはじめとする様々な事業を行っているところです。ご意見のとおり、B型事業所の中でも、工賃向上への取組(経営方針の明確化、課題解決(工賃向上)のための目標設定等)に違いがあり、また各々の事業所の運営方針に基づき福祉的就労を目指している事業所もごあります。県としては、引き続き事業所が自ら策定された運営方針や課題の解決に向けた支援を行うとともに、人材育成のための研修等を継続して行きたいと考えています。 |

| No | 分野 |
|----|---|
| 48 | 7. 教育、文化芸術活動・スポーツ等 __ (4)文化芸術活動、スポーツ等の振興 |
| | <p>どんな障がい者でも、スポーツも文化もあきらめるべきではないが、継続的に指導、協力していく人材が不足している。 障害のある人たちが真に楽しみ、喜びを感じるようなやり方を模索する必要がある。そのためには指導者を積極的に育成すべき。 また地域に、日常的に活動、交流していく場もなくてはならない。</p> |

| 担当課 | 回答 |
|----------------------|--|
| スポーツ課+障がい福祉課 (アート担当) | <p>(スポーツ課) 県では、障がい者スポーツに関する正しい知識やルールを習得した障がい者スポーツ指導員を毎年養成しています。また、気軽にスポーツに親しむ機会を提供するためのスポーツ教室を東中部の各圏域で定期的実施するとともに、施設等からの依頼に応じてスポーツ指導員を派遣して必要な指導を行うなどの取組を行い、今後も継続して実施していくこととしています。</p> <p>(障がい福祉課) 県では、平成27年4月にあいサポート・アートインフォメーションセンターを倉吉市に設置し、同センターにおいて、障がい福祉サービス事業所の職員等を対象とした障がい者の創作活動の支援方法等に関する研修会を開催するなどの人材育成事業を行っています。 また、障がい者や障がい者が所属する団体が行う芸術・文化活動の促進を目的とした障がい者アート活動支援事業補助金においては、外部講師の招へい費等への補助を行っています。 これらの事業は今後も継続して実施していくこととしていますので、同センター等へ御相談ください。</p> |

| No | 分野 |
|----|--|
| 49 | 8. あいサポート運動の推進__ (1)県内での取組 |
| | <p>あいサポーター研修の内容、費用対効果に疑問がある。 研修を終了した者が実際に行った活動は集計されているのか？ 計画段階で人権局はどういう位置で関わり、協働しているのか？ 行政職や福祉に関係する職業についている人は、この一般研修では無くもっと専門的な支援を学ぶべきではないか。</p> |

| 担当課 | 回答 |
|-------------------|---|
| 障がい福祉課 (社会参加推進担当) | <p>障がいのあるなしに関わらず共に暮らしやすい社会を実現するためには、お互いを理解することが非常に重要であると考えています。 障がいの特性を理解し、配慮方法について学ぶあいサポーター研修は、共生社会の実現のためにはなくてはならない研修であると考えます。 また、計画段階における人権局との関わりは特にありませんが、企業・団体では、人権研修の一環としてあいサポーター研修を実施されるなど、一体になった取組が実施されています。 県では障害福祉サービス事業所職員等を対象にした、障がいの種別や職務別の研修を実施しています。職業上必要な専門的知識・技能については、これら県や国等が実施する研修を受講していただきたいと思ひます。</p> |

| No | 分野 |
|----|---|
| 50 | 9. 差別の解消及び権利擁護の推進__ (2)権利擁護の推進 |
| | <p>権利擁護事業を使ったほうが良いと思われる本人がいても、本人も家族もそのことによる利点などがわかっていないこともある。 利用者に頻繁に混乱が起こる場合などは、法的な関わりだけでは支えきれない。地域のネットワークや日常生活支援などが入る必要がある。</p> |

| 担当課 | 回答 |
|-----------------|---|
| 障がい福祉課 (生活支援担当) | <p>地域にある社会資源の活用や自立支援協議会での課題解決に向けた検討などが重要と考えます。また、このご意見の内容は市町村が主体となって取り組むべきものと考えますが、県としても必要に応じて、助言や支援等の支援を行ってきたいと思ひます。</p> |

| | |
|---------------|-------|
| 障害者施策推進協議会委員名 | 杉原 雄嗣 |
|---------------|-------|

(特非)鳥取県断酒会理事長

| No | 分野 |
|----|---|
| 51 | 2. 保健・医療__ (2)精神保健・医療の提供 |
| | <p>鳥取県アルコール健康障害対策推進計画の策定を見つつ、継続事業としてアルコール依存症の普及・啓発と広報活動をお願いします。</p> |

| 担当課 | 回答 |
|-----------------|--|
| 障がい福祉課 (精神保健担当) | <p>今年度は、「アルコール健康障がい対策事業」として、関係者会議やアルコール健康障害啓発フォーラムの開催、啓発DVDの作成、医療従事者へのアルコール依存症研修等を行いました。 来年度も引き続き、アルコール健康障害対策に取り組みます。具体的には、アルコール健康障害支援拠点の設置やフォーラムの開催、かかりつけ医の対応力向上研修、各医療圏域でのアルコール健康障害ネットワーク研究会の開催、多量飲酒者への飲酒量低減教育プログラム(HAPPYプログラム等)の普及等、更なる対策の強化を行う予定にしています。</p> |

| | |
|---------------|-------|
| 障害者施策推進協議会委員名 | 足立 修栄 |
|---------------|-------|

(福)もみの木福祉会常務理事

| No | 分野 | 1. 生活支援__ (2) 在宅サービス等の充実 | 担当課 | 回答 |
|----|----|--|--------------------|--|
| 52 | | GH夜間世話人配置にかかる単県補助事業について 同一住居において、支援区分4以上の利用者が対象となっているが、区分4未満の人も夜間支援体制のもとで生活をされているわけで、その人たちも当然に対象とすべきだと思います。 | 障がい福祉課 (サービス担当) | 御意見いただいた件について、このたび見直しを検討したところですが、財政面・制度面による折り合いが付き、見直しを見送りました。 ただ、障害者総合支援法施行3年後の見直しの中で、グループホームのあり方について検討されているところですので、その動向等も注視しつつ、利用者の重度化・高齢化といった実態に合わせ、また、法人職員等の処遇改善にも資する制度とすることを引き続き検討したいと考えています。 |
| 53 | | 1. 生活支援__ (2) 在宅サービス等の充実 GH利用者の加齢に伴って身体機能の低下が顕著となり、ニーズに基づいて夜間支援体制を整え支援を継続しているところですが、同一住居に7人生活しておられ(6人までしか対象となっていない)、体制を整備しているにもかかわらず全員対象外では不合理であると思います。 | 障がい福祉課 (サービス担当) | No.52回答に含む |
| 54 | | 1. 生活支援__ (5) 人材の育成・確保 高齢者介護分野のみならず障害福祉分野でも人材の確保が年々困難となりつつあります。とりわけ過疎地での人材確保が困難な状況であります。障がいのある人が住む場所により生活に大きな格差が生じるのは問題であると思います。県全体で対策が必要であると思います。 | 障がい福祉課 (サービス担当) | 平成27年度の報酬改定において、良質な人材確保と障害福祉サービスの質の向上を促す観点から、福祉専門職員の配置割合が高い事業所をより評価できるよう福祉・介護職員処遇改善加算の拡充がなされたところです。 また、この際、財務大臣と厚生労働大臣の折衝の中で、職員処遇の改善が一つのテーマとなっており、今年度、法人の経営実態調査等が行われました。 今後、国の動向等も踏まえ、また、高齢・過疎という地域の実態に合わせた国要望または県独自の施策等を必要に応じて検討したいと思います。 |
| 55 | | 6. 雇用・就業、経済的自立の支援 __ (3) 障がい特性に応じた就労支援及び多様な就業の機会の確保 就労継続B型事業では訓練等給付により支援区分に関係なく報酬単価が設定されていますが、障がいのある人の「働く」を支援する場合、障がいの重たい人たちが排除される可能性が生じてくると思います。一方で工賃向上が強く打ち出され(必要ではある)双方を達成しようとするかなり困難さがあると思います。 国に対しての要望をお願いしたい。(区分に応じた報酬設定) | 障がい福祉課 (サービス担当) | ご指摘のとおり、就労継続B型においては、支援区分に関係なく報酬が設定されていることから、障がいの重たい人が排除されるという可能性については否定できない面があります。 現在、就労継続B型を含む就労系サービスのあり方について、総合支援法の見直しの中で検討されていますので、その動向を注視しつつ、事業所・利用者の実態、地域性を勘案し、必要な要望等を検討します。 |
| 56 | | 9. 差別の解消及び権利擁護の推進__ (2) 権利擁護の推進 障がいのある人の高齢化と「親亡き後」の権利擁護の推進から成年後見利用支援事業が地域生活支援事業の必須事業として取り組まれているところですが、各市町村により取り組みに格差がみられると思いますので、県から積極的な働きかけが必要であると思います。 | 障がい福祉課 (生活支援担当) | 地域生活支援事業の必須事業とされている成年後見利用支援事業については、12市町村が実施しているところですが、全市町村で実施されるよう市町村に勧奨していきます。 |